

ID: 62

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用取消しの承認		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町麒麟体育館及び麒麟運動場の設置並びに管理に関する条例施行規則 第4条		
例 規 番 号	平成23年教育委員会規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (使用の取消し)</p> <p>第4条 施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が体育館の使用の取消しをしようとするときは、様式第3号による取消申請書に使用許可書を添えて教育委員会に提出するものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日